

Newsletter

平成23年度税制改正案

～法人実効税率5%引下げ、欠損金の繰越控除制度の見直し等による税効果会計への影響～

Contents

- ▶ 法人実効税率の引下げによる影響
- ▶ 欠損金の繰越控除制度の見直し等による影響

平成22年12月16日に、「平成23年度税制改正大綱」が公表されました。

本号では、平成23年度税制改正大綱(以下、「大綱」といいます。)のうち、法人実効税率の引下げと欠損金の繰越控除制度の見直し等による税効果会計への影響などについて解説します。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除等が行われる可能性があることにご留意ください。

法人実効税率の引下げによる影響

大綱では、国税・地方税を合わせた法人実効税率^注を5%程度引き下げることとしています。現行の法人税率は、平成11年にそれまでの34.5%から30%へ引き下げられた後は変更されていないため、今回の法人税率の引下げは12年ぶりの改正となります。

法人実効税率の引下げを財務面から考えると、特に繰延税金資産の計上額への影響が懸念されます。つまり、将来において税務上損金として取り扱うことが見込まれる将来減算一時差異等について、会計上、法人税及び地方税を合わせて約40%の法人実効税率を用いて繰延税金資産を認識していた法人にとっては、法人実効税率が5%引き下げになると、引下げ相当分の繰延税金資産を取り崩す必要が生じることになります。

本号は、平成22年12月時点の情報に基づいて執筆しています。

平成23年度税制改正の内容については、平成23年6月号以降のニュースレターをご確認ください。

^注 「法人実効税率」とは、法人事業税及び地方法人特別税が損金算入されることを調整した上で、法人税、法人住民税、法人事業税(所得割)、地方法人特別税の税率(法人事業税及び地方法人特別税については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率)を合計したものです。法人税率(国税)を4.5%引き下げるとともに法人住民税率(地方税)を維持することにより、法人実効税率は、国税と地方税を合わせて5.05%(東京都)下がり、現行の40.69%(東京都)が35.64%となります。なお、5.05%の内訳は、法人税分が4.18%、法人住民税分(東京都)が0.87%です。

欠損金の繰越控除制度の見直し等による影響

法人実効税率引下げに伴う財源確保のため、欠損金の繰越控除制度、減価償却制度や貸倒引当金制度の見直しなどが行われることになりました。税効果会計の観点から大きな影響が見込まれるのは、繰越欠損金に関する使用制限であると思われます。

現行の法人税法上では、青色欠損金は7年間の繰越しが認められており、単年度で所得金額が生じた場合でも、その所得金額が繰越欠損金額の範囲内であれば、納付すべき法人税は発生しない仕組みになっています。大綱では、繰越欠損金の損金算入額をその事業年度の所得金額の80%に制限することとされたため、過年度に生じた多額の繰越欠損金があったとしても、単年度で所得金額が生じていれば、法人税の納付義務が生じることとなり、法人の短期的なキャッシュフローに影響を与えることとなります。

また、繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上している法人にとっては、例えば、繰越欠損金について5年間の回収スケジュールを見込んでいる場合、所得金額の80%相当額が控除限度額となるため、従来の5年間で回収見込額のうち、課税所得の発生見込額の80%を超える部分については繰延税金資産の対象として取り扱われないこととなります。したがって、従来の繰越欠損金に対応する繰延税金資産計上額の20%相当額について取崩しを要することも考えられます。

また、使用制限と同時に繰越期間が9年に延長されることに伴う会計基準の変更の有無についても、併せて注意する必要があると思われます。

法人実効税率の引下げと繰越欠損金の使用制限については、今後のタックスプランニングや財務政策(特に金融機関は、自己資本規制比率への影響など)については、慎重かつ早目の対応が必要になるものと思われます。

また、法人実効税率変更等による繰延税金資産・負債の計上額の修正は、改正税法が決算日までに公布されており、将来の適用税率が確定している場合に行う必要があります。よって、3月決算法人の場合、実務的には大綱で改正内容を確認しておいた上で税効果会計への影響を把握しておくことが必要であると考えられます。

* 本号は、「平成23年度税制改正大綱」(内閣府<http://www.cao.go.jp/zei-cho/>)に基づいて作成しています。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果します。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2010 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20101216-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。